

(様式第4号)

上田市自治基本条例検証委員会 会議概要

1 審議会名	第5回上田市自治基本条例検証委員会
2 日時	平成27年11月24日 午後1時30分から3時30分まで
3 会場	中央公民館2階 第1会議室
4 出席者	南雲典子会長、宮本智夫副会長、大久保幸子委員、沓掛瑞穂委員、沓掛由利子委員、駒崎隆委員、佐藤和雄委員、清水哲彦委員、竹中透委員、中沢利樹男委員、橋詰真由美委員、松下重雄委員、三井正喜委員、山本幸恵委員、(欠席)久保田夕佳委員、
5 市側出席者	鎌原市民参加・協働推進課長、北沢課長補佐、中村課長補佐、内藤主査
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	3人
8 会議概要作成年月日	平成27年12月11日

協議事項等

1 開会(鎌原市民参加・協働推進課長)

2 会長あいさつ

3 会議事項

(1) 前回の会議概要及び検証結果の確認

会議概要、別紙資料1に沿い、事務局から「第4回会議概要」「前回検証内容『第6章』『第7章』『第8章』『第9章』『附則』」について説明。

・資料2 上田市自治基本条例の検証にかかる提言書【中間】(案)

・別紙資料1 検証結果資料(検証委員会の逐条検証)

以降、質疑・意見

(委員) 第27条パブリックコメントをしっかりとって欲しいという意見。今まで実施したパブリックコメントの意見件数が非常に少ない。どういう形で募集しているのか。今回の募集方法は。

(事務局) 内容や方法など決まったルールがなく個々に実施している。なるべく多くの方から意見を出していただきたいという趣旨ではあり、広報や市ホームページに掲載し周知をしている。提言では、制度化の見直しについての内容としている。今回の中間提言については、12月7日に市長へ提言後、12月16日号広報うえだ、市ホームページで周知し、12月16日から1月15日までパブリックコメントを実施する予定。

(会長) 別紙資料2の10ページ6行目『～意見募集の方法を研究することで検討』の表現の修正を。

(2) 中間提言の内容について

資料1、資料2に沿い、事務局から「委員からの意見」「提言書(案)」について説明。

・資料1 委員からの意見

・資料2 上田市自治基本条例の検証にかかる提言書【中間】(案)

以降、質疑・意見

はじめに

意見なし。

検証の考え方・視点

意見なし。

## 検証結果

### 1 条例改正に係る提言

#### (1) 「危機管理」に関する条項の追加について

(委員) 災害対策基本法はじめ関連する法律の範囲内であることを確認した上で、例文のような危機管理条例項を追加することでどうか。

(会長) 法律や県条例を念頭に置き、市民に向けての分かりやすい危機管理条例項を追加するものである。

(委員) 第何条を追加と入れた方が良いのではないかと。

(委員) 中間提言後にパブリックコメントもあるので、何条とはここでは明記されていないと解釈した。危機管理条例項の追加についてとあるので、当然、第何条と追加される。他の章に入れられるような関連性はほとんどないので、おそらく第8章と第9章の間に章立てて、条文が追加されるのではないかと。

(委員) ここで章立てにするとか何条にするかは入れる必要はない。中間提言ではこのままでいい。

(委員) 危機管理については、他の自治体では独立させているところもある。重要なものなので、どこか1条追加した方がいい。

(委員) 章を立てて、条文も分けた方がいいと思う。

(委員) 最終的に、章を立てて、条を作り、追加すればいい。

(事務局) 最終提言に近い中間提言になるが、中間提言では委員会の考えをいただく段階と捉え、最終提言までにまとめれば反映させることも可能である。そこまで踏み込むかどうかも含めて、最終提言に送らせていただくことにしたい。

#### (2) 「住民自治組織」に関する条項の追加について

##### 【中間提言について】

(委員) 内容までしっかり決めていくものだと思っていたが、最終的な文章の形までは詰めないのか。

(事務局) 検証により改正が必要だと提言をいただいて、それを受けて市としても検討することになる。確実にこの条項をこの場所にというところまでの提言とは考えていない。

(委員) 自治基本条例を策定したときは、委員が内容をすべて検討、洗い出しをして、一語一句作っていった。そうした形がないと市民は一切関われないということになるが、よいのか。

(事務局) 現時点では例文という形にはなっているが、これまでの委員の意見を盛り込んだ内容としている。提言内容は尊重する。細かな言い回しは調整させてもらうが、必要な内容は盛り込んでいく。

(委員) 最終のできた形で市民にも提示し、それを検証したうえで市が修正するのはいいが、そうでなければ、市民が作り上げるものではない。次回の見直しには、もう少し市民の声を反映するようにしてもらいたい。

(事務局) 委員会で追加が必要であると意見をいただいた2項目である。今後、市としてどの部分にどういう規定が必要かを検討していくことになる。最終提言の段階で、その点がより具体的にになればお示しする。この場合は貴重な御意見をいただく場として捉えており、今回の案に対しても新たに追加等が必要な内容は意見を出していただき、委員の意見が反映するように進めてまいりたい。

(委員) 他の計画等においても中間提言や中間答申を出すことがあるが、最終提言を出せばいいのではないかと。中間提言を出さないといけない理由はあるのか。

(事務局) 市民に公表して理解を得る段階を踏みたいことと、市民からいただいた意見に対し、委員会でど

のように反映させるか検討いただいたうえで、最終提言に結びつけたい。自治基本条例制定時も中間提言を行っていただいた。総合計画など全市に関わる取組で、議会へ提案していく必要があるものは、中間で提言をいただくというやり方をしている。この委員会の最終提言は、パブリックコメントの意見を受けた上でまとめていただきたい。

(委員) 最終提言で修正になった場合、それもパブリックコメントで意見を求めるのか。

(事務局) その段階ではパブリックコメントは考えていない。

(委員) 中間提言を市長に提出すると、中間提言に対して市長が意見を出し、それを検証委員会で再度検討するのか。市民に中間提言を公表して、その後どうなるのか。

(事務局) 中間提言は、検討段階の一定の時期に、提言してまとまりつつあることを報告するものである。中間提言をパブリックコメントという形で公表し、市民から出てきた意見に対しては、検証委員会の考えを付けてホームページに掲載し公表することとなるが、検証委員会として、直した方がいい内容があれば、それを反映していくことになる。市長が受けて条例改正などに結び付けるのは最終提言を受けた後になる。

(委員) 市民から意見が出なければ、中間提言が最終提言になるということか。

(事務局) 基本的にそうである。

#### 【提言内容について】

(委員) 住民自治組織の追加する内容だが、現実には地域協議会があり動いている。なぜこんなに具体的に条項を追加するのか。また一定のまとまりのある地域とは何を指しているのか。また、連携して自治を推進する組織を作るとあるが、どういう組織を想定しているのか。

(事務局) 地域内分権を進めていく中で、例えば地区連合会単位で、その自治会などの主要な団体の皆様が集まって、地域のまちづくりを進める最終形を目指して取り組んでいる。自治基本条例では、地域協議会が附属機関と規定されている。地域協議会の単位で地域経営会議を立ち上げ、住民自治組織の設立を目指していく中で、根拠となる規定が必要といった意見をいただいている。一定のまとまりの地域の範囲はそれぞれの地域の中での検討を受けて、地域のまとまりある組織を作っていただく。

(委員) 第 20 条 2 項に附属機関が地域協議会のことであると逐条解説に書いてある。地域協議会は市が設置するものだが、追加する「自治を推進する組織」は市民が自主的に設置できるという点で条文が必要ということだと思う。ただし、他の箇所と比べてここだけ具体的な内容になっている気はする。こうした内容の条文があった方が組織を作る根拠ができるという意味であれば盛り込んだ方がいい。

(委員) 第 13 条ではなくて、第 20 条に追加したらどうか。地域内分権の推進へ追加した方がすっきりする。

(事務局) 地域協議会を市の附属機関と位置付けているのに対し、住民側の主体的な取組として、自治を推進する組織としての規定を設ける必要があると考え具体的な内容になっている。第 13 条への例としているが、第 20 条に地域内分権に特化した規定があるので、これを整理してその中でという考え方も可能と思われる。

(会長) 福祉の現場は地域で担っていかないといけないと言われている。自治会など現場では、コミュニティが崩壊しないための施策をしっかりとってもらいたいと動いているところもある。組織を設立するとは少し分かりにくいですが、とても大事な意味が含まれている。私は事務局案でいいのではないかと思う。

(事務局) 地域コミュニティの課題を解決するための仕組みづくりでもある。社会情勢が変わる中で、どうやって地域の活性化を図っていくか、その仕組みづくりとして、地域内分権の最終形と位置付けている。個々の自治会などがまとまって、少し広い範囲で活動するといったことが今後必要になる意図で、住民自

治組織という言い方での推進を行っている。  
(事務局) 条文を追加するなら、それに付随して逐条解説に分かりやすく記載することになる。

## 2 逐条解説の見直しに係る提言

- (1) 「市民」「住民」について(第4条)  
意見なし。
- (2) 「中間支援組織」の活用について(第13条)  
意見なし。
- (3) 「自治会への加入」の促進について(第14条)  
意見なし。
- (4) 市民どうしの情報共有について(第16条)  
意見なし。
- (5) 特徴的な取組みについて(全般)  
意見なし。

## 3 条例の運用に対する提言

- (1) 職員の責務について(第12条)
- (2) 個人情報保護(第18条)
- (3) パブリックコメントの制度化について(第27条)  
意見なし。

## 今後の課題に関する意見等

### (1) 市民周知について

(会長) これは非常に大事なことである。市民にぜひ知っていて欲しいので、市民の気を引いて手にとってもらい、中身を読んでもらえるように作ってもらいたい。特に概要版の表紙をよく考えてもらいたい。  
(委員) 高齢化社会で、高齢者は紙ベースでは読みづらく、インターネットはほとんど使っていない。条例を周知するための方法を考えていく必要がある。

- (2) 住民投票(個別型、常設型)について  
意見なし。

(3) 検証方法について

意見なし。

(3) 今後の日程等容について

資料3に沿い、事務局から「今後の日程」について説明。

・資料3 今後の会議日程等について

以降、質疑・意見

- ・ 12月7日(月)に会長・副会長により市長へ提言予定。
- ・ 市では、中間提言を広く公表し、市民意見をいただく。  
(パブリックコメント実施期間：12月16日から平成28年1月15日まで)
- ・ 次回、第6回会議は、1/19(火)午前9時から(2時間程度) 上田市役所6階 大会議室にて
- ・ パブリックコメントで市民からいただいた意見を確認、検討いただき必要に応じて最終提言に盛り込む。
- ・ その後、市長へ提言する。

4 その他

・ マイナンバー(個人番号)について、検証委員会委員の報酬で手続きが必要となる。詳細は後日お知らせする。